

米原市付属機関の会議の公開に関する要領

1 趣旨

この要領は、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、付属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置される付属機関をいう。以下同じ。）の会議の公開について必要な事項を定める。

2 会議の公開の基準

- (1) 会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が米原市情報公開条例（平成 17 年米原市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合は、会議の全部または一部を公開しない。
- (2) 前号ただし書に規定する内容について審議等を行う場合であっても、当該内容が、条例第 9 条に該当すると当該付属機関が認めるときは、当該会議を公開することができる。

3 公開・非公開の決定

- (1) 会議の公開または非公開の決定は、前項に定める会議の公開の基準に基づき、当該付属機関がその会議において行うものとする。
- (2) 付属機関は、会議の全部または一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 公開の方法

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めること等の方法により行うものとする。
- (2) 会議の傍聴を認める場合は、あらかじめ傍聴定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、当該付属機関が定めるものとする。

5 会議開催の周知

- (1) 付属機関の所管課等は、会議の開催に当たっては、公開・非公開の別にかかわらず、当該会議開催日の 1 週間前までに、次に掲げる事項を市公式ウェブサイト等に掲示するとともに、必要に応じて報道機関に資料を提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題
- オ 会議の公開または非公開の別
- カ 会議の全部または一部を非公開とする場合においては、その理由
- キ 傍聴手続その他必要な事項

6 会議録の作成

- (1) 附属機関は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに別記様式により会議録を作成しなければならない。
- (2) 会議録は、会議の所管課が作成し、決裁権者の決裁を受けるものとする。
- (3) 会議録は、原則として要点筆記とする。ただし、市の基本的な構想や計画に関する審議会その他重要な会議等にあつては、要点筆記に加えてテープ等で録音した会議記録を反訳した会議録を作成するものとする。
- (4) 会議の所管課は、必要に応じて会議録の記載内容について当該会議または会議の代表者等に確認を得るものとする。
- (5) 会議録は、個人情報等の取扱いに十分留意した上、所管課以外の関係職員または関係課に配付し、情報の共有を図るものとする。

7 会議録等の公表

- (1) 会議録および会議資料（以下「会議録等」という。）は、作成後速やかに公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録等のうち、会議終了後においてもなお条例第7条各号の規定に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。
- (2) 会議録等の公表は、所管課窓口および各庁舎の情報コーナーへの当該会議録等の設置ならびに市公式ウェブサイトへの掲載等により行うものとする。そのため、当該附属機関の所管課は、会議録等を各庁舎の情報コーナーに送付するとともに、会議録の電子データを保存するものとする。

8 特別の定めのある場合の取扱い

附属機関の会議の公開等について法令または市の条例、規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。